

平成19年8月22日

多摩市長 渡辺 幸子 殿

多摩市使用料等審議会
会 長 上 野 美 裕

多摩市使用料等について(一次答申)

本審議会は、平成19年7月4日付19多企企第100号により多摩市長から諮問を受け、保育所保育料について、(1)税制改正に伴う平成20年度の対応、(2)今後の保育料のあり方、の2点について審議してきました。このうち、(1)について一次答申として下記のとおり答申します。

記

1.はじめに

(1)保育所保育料について

多摩市の保育所保育料については、これまで平成4年に使用料等審議会に諮問され、保育料の徴収基準等についての答申を受け、平成5年度に保育料が改定されました。

当時と比較すると、保育所施設数と入所児童数が増加し、保育所の運営にかかる経費は平成19年度予算ベースで約30億円、そのうち市の負担総額は約13億8,700万円で約46%となっています。

保育所の運営にかかる経費は国・都・市からの補助金等と入所児童の保護者が納める保育所保育料でまかなわれており、また、保育所保育料は、国徴収基準額表(※)により所得税額又は市民税額ごとに7つの階層に区分され、その階層に応じて保護者負担の上限額が定められています。

多摩市では平成5年度以降、保育所保育料の改定を実施していないため、国徴収基準額に対する保育料徴収額の割合(以下「保護者負担率」という。)は、平成5年に52.6%でしたが、全国的に実質賃金が減少傾向にあるなかで、平成10年まで年々低下してきました。

さらに、平成11年に47.1%だった保護者負担率は、翌12年度には定率減税実施によって一気に6.1ポイント、41.0%まで低下し、平成18年度には決算ベースで41.7%、

平成19年度予算ベースでは43.7%になっており、前回の答申で出されている55%～60%を大きく下回っています。

なお、審議会で比較検討された東京都26市の平均の保護者負担率は、前回平成4年度に見直しした時は27市平均で52.02%、平成18年現在では26市平均で48.9%でした。

一方、少子化が進むなか、社会的格差の拡大や雇用形態の変化など、子育て世代を取り巻く環境は厳しくなっており、保育ニーズは高まると同時に幅広くなっています。

このような社会状況の下、多摩市においては財政的に硬直化が進み、将来展望も厳しいなかにあって、「子育て・子育て・こどもプラン」の実現を通して、幅広い子育て施策を展開しようとしています。

保育施策は「プラン」の大きな柱のひとつですが、「限られた財源で将来に負担を残さずに引き続き子育て支援を推進していくために」という今回の諮問理由にも鑑み、今後の負担のあり方を充分議論すべきと考えます。

以上の状況を踏まえ、本審議会としては、諮問事項(2)にかかわる本来あるべき保育所保育料及び保護者負担のあり方、そのための保育所保育料徴収基準額表作成の指針等については、今後の審議の結果を最終答申として示すものとしたします。諮問事項(1)「税制改正に伴う平成20年度に対する対応について」は、以下「3.一次答申～平成20年度対応について～」のように一次答申としたします。

(2)これまでの審議の経過

平成19年7月4日(水)から平成19年8月1日(水)の間に3回の審議会を開催し、保育制度の概要、多摩市の保育の現状と課題、保育に関する経費の現状等に関して、審議会として共通理解を深めながら、諮問事項2点についての審議を重ねてきました。

2.審議会としての基本的な考え方

市民の中には「多摩市は手厚い行政サービスにより子育てしやすいまちになってきている」という実感がありますが、『子育て・子育て・こどもプラン』に基づき、将来を見据えた負担のあり方を考える必要があります。

厳しい財政状況の中で、保育所に通う子どもの保護者の負担と、一般の市民の負担との公平性をどう考えるか、子育て支援施策全体の財源をどう確保するか、他の子育て施策とのバランス、多摩市の子育てビジョンに沿った負担のあり方を考慮することも重要な要素です。

さらに、保育所保育料の保護者負担を考えると、何を指針にするかですが、現況では、国徴収基準額に対する保護者と市の負担割合が客観的なデータであると認識し、その推移や今後の予測をもとに議論を進めました。

その際、現行の国徴収基準額に対する保護者負担率41.7%（平成18年度決算ベース）が、市の長期的な展望の中でどのような意味をもつのか。また、前回の答申で

示された負担率(55%～60%)をどう考えるかも議論しましたが、現在までの審議の経過では、その割合を示すには至りませんでした。

なお、平成11年から18年の間実施されていた定率減税の影響については、「長期的に見て、定率減税がない状態を想定した負担のあり方を考えるべきである」、「定率減税廃止が実施される前の水準に合わせるべきである」、「他市の状況を見ても、全体的に負担率が下がっているのが現在の流れであり、なるべく保護者に経済的負担をかけないこと」と相反する意見が出ており、また「保護者負担の軽減が、『多摩市は子育てしやすいまち』という市民の理解につながり、長期的に考えた場合は市税の増収につながる」「子育て支援のさまざまなサービスを、よりよい条件に合わせる方向で考えるべきである」等の意見があったことを申し添えます。

一方、平成20年度に現行の保育所保育料のままであった場合、税制改正による所得税の低下から、数千万円単位の影響を受けることになるため、それをどう捉え、対応するかは喫緊の課題であり、そのような観点から審議を進めました。

意見の多くは、「現在の保育水準が保たれるのであれば、保育所保育料は現状を維持すべきである」「保育の質を確保するには、それに見合う負担が大前提である」等に集約され、少なくとも平成20年度の保護者が負担する保育料は所得が変わらなければ平成19年度市保育所保育料徴収基準額表の階層と同じになるよう、保育所保育料徴収基準額表を作成することが妥当であるとの結論を得ました。

3.一次答申 ～平成20年度対応について～

長期的展望をもって保護者負担のあり方を整理する必要性と、翌年度保育所入所希望の保護者への周知期間の観点から、平成20年度保育所保育料については、各世帯の所得が変わらなければ平成19年度市保育所保育料徴収基準額表の階層と同じになるよう、市保育所保育料徴収基準額表の改定を行う必要があります。

4.最終答申に向けて

保育所保育料及び保護者負担のあり方については、引き続き詳細な審議を行い、方針を定めます。

保育所保育料徴収基準額表を定める際の指針については、今後の審議を経て最終答申として取りまとめますが、保育所保育料は市民に直接負担してもらうものであることから、その決定については、条例化により議会での議論を経て、保育所保育料を定めることがふさわしいと考えるものであることも申し添えます。

※国徴収金基準額:国が定めた保護者から徴収できる保育料の上限額。3歳未満児と3歳以上児による区分と、児童の属する世帯の前年の所得税額又は前年度の市民税額毎の区分(7階層)により、月額保育料が定められている。市の徴収する保育所保育料は、これを下回っているため、その差額は市の負担となっている。